

順序	手続きの種類	提出先	必要な物	手続き後に もらっておく書類	期限	届出までに決めておく事 やっておく事
①	離婚届	本籍地または 所在地の役場	離婚届・身分証明書・戸籍謄本 (本籍地の場合は不要)	離婚届受理証明書2通 離婚後の戸籍謄本 (母子各1)		子供の親権・名字をどうするか
②	離婚の際に称していた 氏を称する届	本籍地または 所在地の役場	戸籍謄本 (本籍地の場合は不要)		離婚から 3か月以内	本籍地をどこにするか
③	住民票移動 世帯主変更届	所在地の役場	本人確認書類・マイナンバーカード ・印鑑			
④	児童手当の 新規認定請求	所在地の役場	本人確認書類・マイナンバーカード ・印鑑・申請者名義の通帳等			夫に消滅届を提出してもらう
⑤	健康保険の 変更手続き	所在地の役場	本人確認書類・マイナンバーカード・ 申請者名義のキャッシュカード・ 離婚届受理証明書・健康保険証			夫の扶養で健康保険に加入していた 人は、夫の会社を通じて健康保険の資 格喪失証明書を取得してもらう
⑥	国民年金の 変更手続き	所在地の役場	加入していた保険によって年金手帳・ 離婚届受理証明書が必要な場合も			
⑦	子の氏変更許可 申し立て	管轄の家庭裁判所	離婚後の戸籍謄本(母子各1)・ 印鑑・収入印紙800円(子1人につき)・ 場合によって切手も必要	氏の変更許可の審判所の謄 本		
⑧	入籍届け	本籍地または 所在地の役場	氏の変更許可の審判所の謄本・ 印鑑・戸籍謄本(本籍地に届出る場 合は不要)	子の入籍後の戸籍謄本・ 離婚後の戸籍謄本		
⑨	児童扶養手当	所在地の役場	子の入籍後の戸籍謄本・住民票・ 申請者の預金通帳・所得証明書・ 健康保険証			
⑩	ひとり親家庭の 医療費助成	所在地の役場	離婚後の戸籍謄本・健康保険証・ 住民票・所得証明書			
⑪	年金分割	年金事務所			離婚から 2年以内	

その他の手続き

水道・ガス・電気の名義変更
賃貸物件の名義変更
自動車の名義変更
生命保険の契約者・受取人の変更
印鑑登録証明書（印鑑・名字・住所変更した方）
預金通帳（名字・住所変更した方）
運転免許証（本籍・名字・住所変更した方）
パスポート（本籍・名字・住所変更した方）
クレジットカード（名字・住所変更した方）
子供の転入学（子供が転校する時） …等

手続きにはこれを持って行けば安心

身分証明書（免許証やパスポート）
マイナンバーカード（無い人は通知カード）
保険証
自分名義の通帳・キャッシュカード
年金手帳
現金
印鑑
※マイナンバーカードと保険証は子供の分も